

令和7年4月1日から 入院時の食費の負担額が変わります

- ・食事療養標準負担額の見直しが実施され、令和7年4月1日以降の食事代が下表のように変更されます。
- ・住民税非課税世帯の方には減額制度があります。

事前の申請により、「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」(以下「**認定証**」)の交付を受け、医療機関等の窓口に提示すると、標準負担額が下表のとおり減額されます。

区分		入院日数	標準負担額(1食)	
			令和7年 3月31日まで	令和7年 4月1日から
①	住民税課税世帯の方	入院日数にかかわらず	490円	510円
②	住民税非課税世帯の方 (低所得Ⅱ)	申請月以前12か月以内に90日までの入院日数	230円	240円
		申請月以前12か月以内に90日を超える入院日数 【長期該当】 (この減額の適用を受けるためには、必ず保険者へ申請が必要です。)	180円	190円
③	住民税非課税世帯の方 で所得が一定基準に満たない70歳以上75歳未満の方(低所得Ⅰ)	入院日数にかかわらず	110円	110円

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届け出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。